

平成 14 年 2 月 28 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 富田 博史

**「新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）」に対するコメント**

実務対応報告公開草案第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）」（以下、「本公開草案」）について下記のようにコメントさせていただきます。よろしくお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

**Q1 「A 3 . 新株予約権の会計処理」について**

発行者側における新株予約権発行時の処理については、「新株予約権をその発行価額によって計上することが適切であると考えられる」と本公開草案に記載されているが、発行後の処理については明確に記載されていないように思われる。発行者側において、新株予約権が時価評価の対象とならない旨を明記すべきものとする。

改正商法においては、一定の事由および条件のもと新株予約権を消却する旨を定めることが可能であり（改正商法第 280 条ノ 20 第 2 項第 7 号）、当該一定の事由が生じた場合には、取締役会決議をもって新株予約権を消却することができるものとされている（改正商法第 280 条ノ 36 第 1 項）。本公開草案では、こうした新株予約権の消却時の会計処理について言及されていないが、その取扱いを明らかにすべきである。特に、発行者側における新株予約権の消却差額に関する会計処理について明記されるべきものとする。

**Q5 適用時期について**

改正商法附則第 7 条では、改正商法施行前に発行決議があった転換社債および新株引受権付社債については、改正商法施行後もなお従前の例によるものとされている。本公開草案 Q5 では、改正商法施行前の発行決議に基づき平成 14 年 4 月 1 日以降に発行（払込み）される転換社債および新株引受権付社債の取扱いについて言及されていないが、実務上の混乱を来たさないように本実務対応報告の適用関係を明記して頂きたい。

以上